

◇◆口座振替のご案内◆◇

放課後児童クラブ利用料の納付には

便利で納め忘れのない口座振替をご利用ください。

【口座振替にされると…】

- ・保護者が指定した預貯金口座から利用料を引き落とします。
- ・残高不足で引き落としができなかった場合、再振替をします。

（振替日：毎月末頃、再振替日：毎月１３日頃）

【お手続きは金融機関で】

- ・金融機関窓口で「口座振替依頼書」に必要事項を記入・押印し、提出してください。
- ・この依頼書は市税や他の料金にも対応している様式です。項目の中から「放課後児童クラブ利用料」を選択してください。
- ・なお、納付義務者の欄には放課後児童クラブの申込者の氏名を記入してください。

【口座振替のできる金融機関】

- | | |
|-----------|-----------------|
| ・京都銀行 | ・京都北都信用金庫 |
| ・京都農業協同組合 | ・京都府信用漁業協同組合連合会 |
| ・但馬信用金庫 | ・ゆうちょ銀行 |

★毎月２４日頃までに手続きをされると、翌月からの口座振替が可能です。

（場合によっては翌々月からの対応となることがありますがご了承ください。）

可能な限り「口座振替」での納付にご協力くださいますようお願いします。